

処 分 基 準

平成10年4月8日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の2第1項
処 分 の 概 要	過労運転に係る自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第26条の7(自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部交通指導課取締り係 電話 045-211-1212 内線5133
備 考	

別紙

過労運転に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、過労運転関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

表

前 歴	累計点数 車種別	6点	12点以上
	な し	大 型 車 等	30日
普 通 車		20日	30日
二 輪 車 等		10日	15日
一 回	大 型 車 等	45日	60日
	普 通 車	30日	40日
	二 輪 車 等	15日	20日
二 回	大 型 車 等	60日	75日
	普 通 車	40日	50日
	二 輪 車 等	20日	25日
三 回 以 上	大 型 車 等	75日	90日
	普 通 車	50日	60日
	二 輪 車 等	25日	30日